

令和6年度 松本市保育料（利用者負担額）等について

1 保育料（利用者負担額）についてのお知らせ

(1) 保育料は、世帯（家計の主宰者（原則ご両親））にかかる市民税額、お子さんの年齢（その年度の4月1日現在の満年齢）、兄弟姉妹の状況等によって決定します。

令和6年度の保育料は、8月分までは令和5年度市民税額、9月以降の分は令和6年度市民税額で算定します。市民税額は、調整控除を除く**税額控除を加算した額**により算定します。

(2) また、お子さんが何番目かにより保育料が変わります。子どもの数え方は、世帯区分によって対象とする年齢の範囲が変わります。

徴収基準額表の第1～3子の数え方は、下記の対象範囲のうち、年齢の高い順に第1～3子と数えます。

世帯区分（徴収基準額表を参照）	対 象 範 囲
世帯 ①	保護者と生計が同一のお子さん
世帯 ②	保護者と生計が同一のお子さん
世帯 ③	18歳未満（その年度の4月1日現在の満年齢）のお子さん
世帯 ④	特定の施設※に在籍している小学校就学前のお子さん

※ 「特定の施設」とは、保育園（子ども・子育て支援新制度対象の施設）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部（松本盲学校、松本ろう学校）、児童デイサービス（しいのみ学園、療育センターらいふ・みらい）、地域型保育事業に係る施設（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業の助成を受ける施設を指しています。

(3) ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯の減免が認められる世帯及び在宅障害児（者）がいる世帯を指しています。

(4) 徴収基準額表の（ ）内の保育料は、世帯の18歳未満（その年度の4月1日現在の満年齢）の第3子以降の児童について、長野県子育て支援戦略による追加軽減時の保育料を示しています。

(5) 延長保育料については、各種軽減は適用されません。

2 満3歳以上児について

(1) 4月1日時点満3歳以上児の保育料は、無償です。一方で、副食費、延長保育料、緊急延長保育料は無償化の対象外です。

(2) 延長保育料は、満3歳未満児と同額です。

3 副食費について（3歳～5歳児のみ）

(1) 月の給食提供日数に関わらず、公立保育園の副食費は月額4,500円、公立幼稚園の副食費は月額3,000円です。

私立施設の副食費徴収額、徴収方法等は各施設が定めます。

(2) 以下のア～ウに当てはまる場合、副食費が免除されます。

ア 1号（特別利用保育を除く）で出生順（小学校3年生以下と特定の施設※に在籍している子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども

イ 2号で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は住民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等については77,101円未満）の世帯の子ども

ウ 特別利用保育で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども

(3) 感染症等の理由によって、公立保育園で保育の一時停止又は公立幼稚園で休園した場合（食事が提供されない日を除き、連続して6日以上）は、副食費の減免を受けられます。翌月15日までに申請を行ってください。なお、余暇や家庭の都合等による欠食は減免の対象外です。

私立施設については、各施設へご確認ください。

4 特別利用保育について

(1) 年齢、階層等に関わらず月額8,000円の利用者負担額となります。

(2) 副食費は月額4,500円です。

満3歳未満児の2・3号認定子ども保育料（利用者負担額）徴収基準額表

(単位：円)

世帯① (市町村民税所得割額 57,700円未満)		満3歳未満児						延長保育料 (月額・30分毎)	
		第1子		第2子		第3子 以降			
		短時間	標準時間	短時間	標準時間				
階層	定義	0	0	0	0	0	0		
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0			
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0			
C	市町村民税均等割のみ	12,000	14,100	3,600	4,230	0		350	
D 1	市町村民税所得割額 48,600円未満	12,800	14,900	3,840	4,470	0			
D 2の一部	48,600円以上 ~ 57,700円未満	18,000	22,200	5,400	6,660	0	700		
世帯②【ひとり親世帯等】 (市町村民税所得割額 77,101円未満)		第1子		第2子		第3子 以降	延長保育料 (月額・30分毎)		
階層	定義	短時間	標準時間	短時間	標準時間				
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0		0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0			
C	市町村民税均等割のみ	5,000	5,000	0	0	0	350		
D 1	市町村民税所得割額 48,600円未満	5,000	5,000	0	0	0			
D 2	48,600円以上 ~ 69,300円未満	5,000	5,000	0	0	0	700		
D 3の一部	69,300円以上 ~ 77,101円未満	5,000	5,000	0	0	0			
世帯③【単独通園】 (市町村民税所得割額 57,700円以上)		第1子		第2子		第3子以降		延長保育料 (月額・30分毎)	
階層	定義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間		
D 2の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ~ 69,300円未満	18,000	22,200	14,400	17,760	(12,000)	(16,200)		700
D 3	69,300円以上 ~ 97,000円未満	24,500	28,700	19,600	22,960	(18,500)	(22,700)		
D 4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	37,000	41,200	29,600	32,960	29,600	32,960		
D 5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500	44,300	31,600	35,440	31,600	35,440	800	
D 6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45,300	51,900	36,240	41,520	36,240	41,520		
D 7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000	57,600	40,800	46,080	40,800	46,080		
D 8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000	60,600	43,200	48,480	43,200	48,480		
D 9	397,000円以上	56,000	62,600	44,800	50,080	44,800	50,080	1,100	
世帯④【同時通園】 (市町村民税所得割額 57,700円以上)		第1子		第2子		第3子以降		延長保育料 (月額・30分毎)	
階層	定義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間		
D 2の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ~ 69,300円未満	18,000 (12,000)	22,200 (16,200)	5,400 (3,000)	6,660 (5,100)	0	0		700
D 3	69,300円以上 ~ 97,000円未満	24,500 (18,500)	28,700 (22,700)	7,350 (6,250)	8,610 (8,350)	0	0		
D 4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	37,000 (31,000)	41,200 (35,200)	11,100	12,360	0	0		
D 5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500 (33,500)	44,300 (38,300)	11,850	13,290	0	0	800	
D 6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45,300 (39,300)	51,900 (45,900)	13,590	15,570	0	0		
D 7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000 (45,000)	57,600 (51,600)	15,300	17,280	0	0	1,100	
D 8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000 (48,000)	60,600 (54,600)	16,200	18,180	0	0		
D 9	397,000円以上	56,000 (50,000)	62,600 (56,600)	16,800	18,780	0	0		

※4月1日現在の満年齢で決定します。
 ※延長保育料は満3歳以上児も同額です。